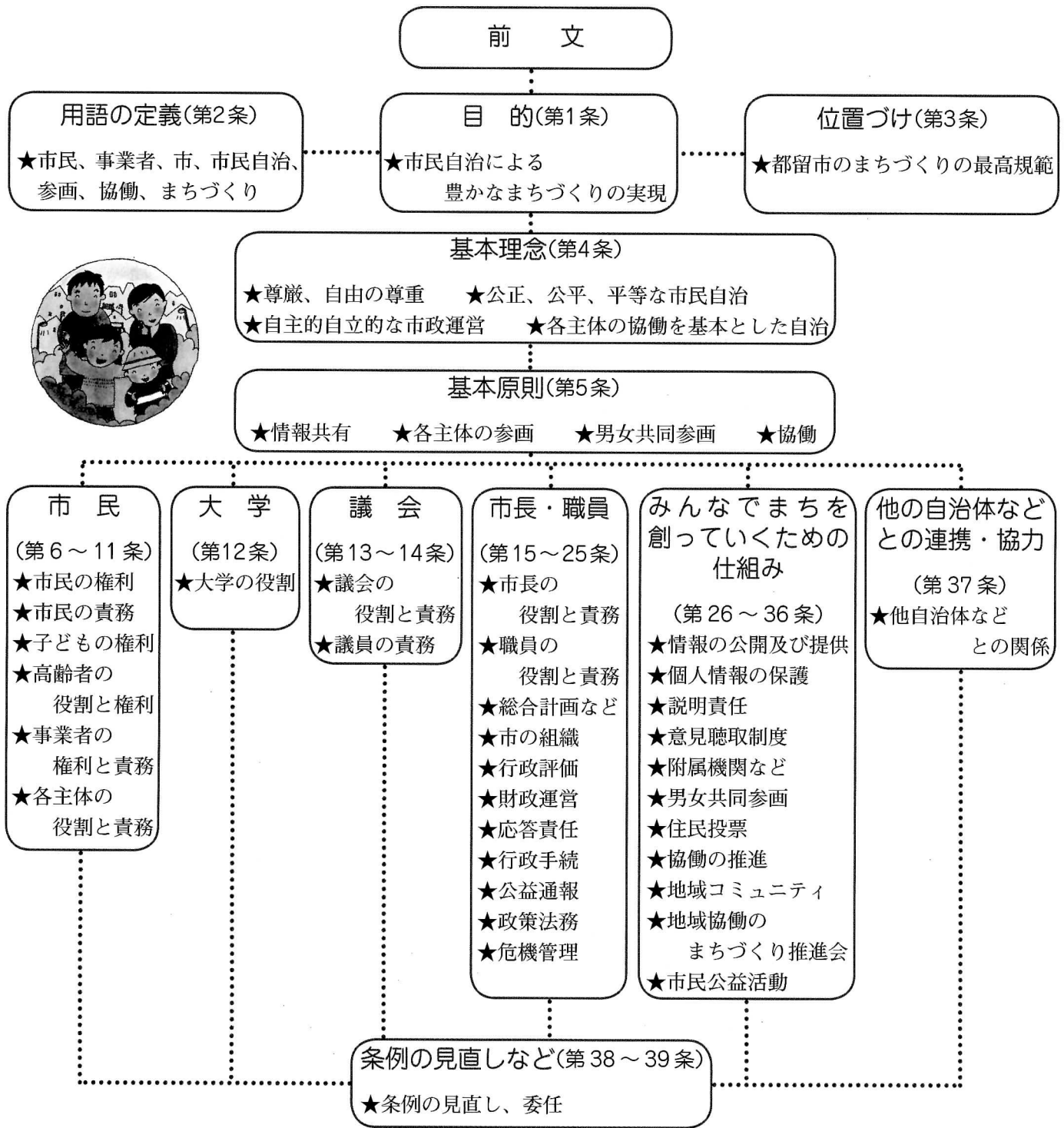


～都留市自治基本条例の構成～



自治基本条例

Q&A

なぜこの条例を制定したの？

平成12年に、国は「地方分権一括法」という法律をつくり「地方がそれぞれの個性を発揮し、市民と力を合わせ、自分たちの責任でまちを運営し、豊かなまちを創っていきましょう」という方向に方針転換しました。

よって、新しい都留市がどんなまちを目指し、どんなまちづくりの仕組みで新しい時代を築いていくかをみんなで考える新しいルールをつくる必要があるのです。

自治基本条例って？

地域に関わる人々(市民・行政・議会など)が、元気でいきいきとした生活を送れるような制度や仕組みを定めたものが、自治基本条例です。

市民・市長・議会・役所、また市の他の条例や計画も、この条例を尊重することにしています。その意味で「まちの憲法」と呼ばれています。

この条例は何が面白いの？

市民の皆さんに対して、情報を分かりやすく得やすい形で積極的に公開するよう規定していますので、「市がどのようなことをしているのか」、「市の課題は何か」が良く分かるようになります。また、市民が主体で、行政、議会、とまちづくりの役割を分担することもルール化され、計画段階から市民が参加し、生活に関わる重要な事項に対して直接意思表明をできるようになります。